2026 年 3 月号

社会保険労務士

岩井労務管理事務所便り

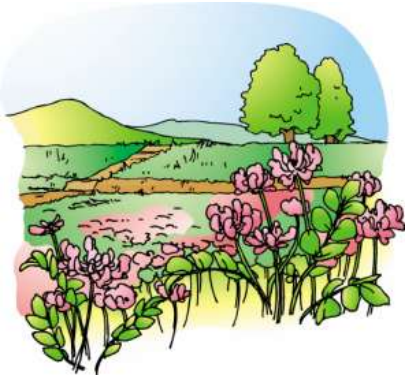

連絡先：〒323-0820
栃木県小山市西城南 3-3-2

電話　：0285-28-2855
ＦＡＸ　：　0285-28-6998
ｅ－ｍａｉｌ：iwai-rokan@tvoyama.ne.jp

「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」が公表されました

◆マニュアルのねらい

女性の就業率の増加に伴って、女性の健康課題への対応の重要性が高まっています。厚生労働省の検討会が令和 7 年 12 月 24 日にとりまとめた報告書では、定期健康診断の一般健康診断問診票に女性特有の健康課題に関する質問項目を追加すべきとされるとともに、個々の労働者と事業者を繋ぐ観点から、望ましい対応をマニュアル等に示すこととされました。

本マニュアルは、これを受け、事業者が女性特有の健康課題で困難を抱える女性労働者にどのような対応をすればよいか、望ましい職場環境改善の取組みや参考情報をとりまとめたものです。

◆内容・目次

- 女性特有の健康課題（月経困難症、過多月経症、更年期障害など）の基本情報
- 取組みにあたっての手順や留意事項、安衛法上の位置付け、個人情報の保護など
- 準備（管理職・社員研修、相談窓口の設置、休暇・勤務制度の見直し・整備など）
- 専門医を受診した労働者からの相談対応
- 職場環境の改善（具体的な業務上の配慮、支援の実施）
- Ｑ＆Ａ（制度の目的と企業の役割、従業員への対応と環境整備など）
- 参考資料：労働者や事業者が利用できる支援制度・機関の紹介

◆マニュアルの活用

女性の健康課題に配慮した職場づくりを推進する一定規模以上の企業では、労働者への説明を前提に、健診機関から情報を取得し、職場環境改善に活用するなどが考えられます。

本マニュアルを活用し、女性従業員が働きやすい職場環境を整備し、人材定着をはじめ、従業員満足度やパフォーマンスの向上を目指しましょう。

【参考】
女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性健康管理支援実地マニュアル～事業者向け～
https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001634193.pdf

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36255.html

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が改正されました

内閣官房と公正取引委員会は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を令和８年１月１日付けで改正しました。

◆改正のポイント

令和8年1月からの「中小受託取引適正化法」（以下、「取適法」という）等の施行に伴い、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨の明記等がなされました。

◆本指針の性格

本指針は、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針であり、12 の行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会により独占禁止法および取適法に基づき厳正に対処されます。一方、記載された発注者としての行動をすべて適切に行っている場合は独占禁止法および取適法上の問題は生じない旨、明記されています。

◆改正後の 12 の行動指針（採るべき行動／求められる行動）

（発注者）

① 本社（経営トップ）の関与

② 発注者側からの定期的な協議の実施

③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること

④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと

⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

（受注者）

① 相談窓口の活用

② 根拠とする資料

③ 値上げ要請のタイミング

④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

（双方）

① 定期的なコミュニケーション

② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

【参考】

(令和 7 年 12 月 26 日)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について | 公正取引委員会

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/202512_roumuhi.html

令和8年度の年金額・国民年金保険料および前納額が公表されました ～厚生労働省

厚生労働省は1月 23 日、令和8年度の年金額、国民年金保険料および国民年金保険料前納額を公表しました。総務省公表の「令和7年平均全国消費者物価指数」に基づき、以下の通り改定されます。

◆令和8年度の年金額改定

令和8年度の年金額は、法律の規定に基づき、国民年金（基礎年金）が 1.9%、厚生年金（報酬比例部分）が 2.0%の引上げとなります。

【令和8年度の年金額例（月額）】

・国民年金：70,608 円（＋1,300 円）

※ 昭和 31 年4月1日以前生まれの方は、月額 70,408 円（対前年比＋1,300 円）となります。

・厚生年金：237,279 円（＋4,495 円）

※ 平均的な収入で 40 年間就業した際の、夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な給付水準です。

今回の改定では、物価変動率（3.2%）が名目手取り賃金変動率（2.1%）を上回ったため、現役世代の負担能力を考慮した「名目手取り賃金変動率」を基準に算出されました。ここから「マクロ経済スライド」による調整（国民年金▲0.2%、厚生年金▲0.1%）が行われ、最終的な改定率が決定しました。

◆国民年金保険料と国民年金保険料前納額

国民年金保険料は名目賃金の変動に応じて毎年度改定されており、令和8年度および令和

９年度の額は以下の通りです。
【実際の保険料額（月額）】
・令和８年度：17,920 円（＋410 円）
・令和９年度：18,290 円（＋370 円）
【令和８年度 保険料前納額】
・６か月前納の場合：106,300 円（口座振替）、106,650 円（現金納付）
・１年前納の場合：210,530 円（口座振替）、211,220 円（現金納付）
・２年前納の場合：417,150 円（口座振替）、418,510 円（現金納付）

【参考】
令和８年度の年金額改定についてお知らせします
https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001639615.pdf

令和８年度における国民年金保険料の前納額について
https://www.mhlw.go.jp/content/12512000/001630661.pdf

当事務所よりひと言

「子ども・子育て支援法」の一部改正により、こども未来戦略の「子ども・子育て支援加速プラン」の実施に必要な費用の安定財源を確保するために、令和８年４月１日から医療保険者が、被保険者から徴収する保険料（健康保険料・介護保険料）に上乗せして「子ども子育て支援納付金を徴収して納付することになりました。
４月分の保険料で、５月末より納付いたします。
具体的な保険料は別添の資料の通りです。